

志布志市移住定住・雇用促進パートナーシップ企業募集要項

1 趣旨

この要項は、市への移住・U I Jターン、雇用促進を目的とした活動を市と行う企業又は法人等（以下「企業等」という。）を募集するに当たり、必要な事項を定めることとする。

2 応募資格・要件

市が、連携のパートナーとして選定する企業等（以下「パートナーシップ企業」という。）は、市内に本店、支店又は事業所を有する企業等のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 移住者及びU I Jターン者等を積極的に採用する意向がある者
- (2) 市税の滞納がない者

3 事業内容

パートナーシップ企業は、次に掲げる取組を行うものとする。

取組	取組の内容
1 市等が主催する就職イベントなどへの参加	市等が開催する就職イベントや各種企画に積極的に参加し、自らの人材採用活動等を行うこと。
2 人材採用活動等における市の情報発信	人材採用活動等において、市の情報発信を行い、志布志市のPRに資する取組を行うこと。
3 市が作成する企業ガイドブックなどへの記事提供	市が作成する企業ガイドブックに掲載する記事を作成・提供すること。
4 その他	上記に掲げるもののほか、市への移住・U I Jターン、雇用促進のために必要な取組を行うこと。

4 パートナーシップ企業への支援措置

市は、パートナーシップ企業に対して、次に掲げる支援措置を行うものとする。

支援措置	支援措置の内容
1 市が主催する就職イベントなどへの参加	市が主催する就職イベントに係る経費は、市が負担し、パートナーシップ企業のブース出展料の負担は求めない。
2 企業ガイドブックや市のホームページ等における重点的な情報発信	市が運営するホームページ等を通じて、パートナーシップ企業の情報発信を重点的に行うこととする。

3 市が実施する移住定住関連での支援	市が実施する移住定住・雇用促進関連補助金の交付対象とし、移住者及びU I J ターン者の就業を支援する。また、移住定住関連イベント（出合いサポート等）へ積極的に参加を促す。
--------------------	--

5 実施期間

前項に規定する事業内容の実施期間は、パートナーシップ企業の選定の日から市が事業終了を通知した日までとする。

6 応募手続

パートナーシップ企業への応募手続きは、次に掲げるとおりとする。

(1) 応募書類及び注意事項

- ア 応募申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 従業員採用実績・計画書（様式第3号）
- エ 事業者概要（事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等）
- オ 登記事項証明書（全部事項証明書・コピー可）
- カ 市税等の賦課状況調査に関する同意書

(2) 注意事項

- ア 提出された応募書類は、本事業の審査以外の目的には使用せず、返却しない。
- イ 提出された応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は、持参又は書留郵便により、「8 問合せ先」に提出すること。

7 審査方法

(1) 審査方法

審査は、原則として、提出された応募書類に基づいて行う。そのほか、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査基準

- ア パートナーシップ企業としての適格性
 - (ア) 企業等の現況
 - (イ) これまでの従業員採用実績
- イ 今後の従業員の採用計画
 - (ア) 今後の従業員の採用計画の妥当性
- ウ 事業実施体制等
 - (ア) 事業実施に向けた体制及び方針の妥当性
 - (イ) 本事業の理解度

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対して、選定通知書により通知するものとする。

8 問合せ先

募集要項及び応募書類の請求、問合せ先、応募書類の提出先は、港湾商工課企業立地推進係とする。